

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前		改定後							
感染症補償特約		感染症補償特約							
第1条（用語の定義）		第1条（用語の定義）							
この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。		この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。							
（略）		（略）							
③	事故	③	事故						
<p>次のいずれかに該当することをいいます。ただし、別表⑯に規定する感染症について、次のいずれかのうち複数に該当する場合は、最初に発生したものをいいます。</p> <p>ア. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染されたことによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p>イ. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがあることによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p>ウ. 別表⑯に規定する感染症に罹患した者(*1)が第3条（保険の対象）(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した<u>事実を被保険者が認識した</u>こと。ただし、その保険の対象について消毒(*2)がなされた場合に限りません。</p>		<p>次のいずれかに該当することをいいます。ただし、別表⑯に規定する感染症について、次のいずれかのうち複数に該当する場合は、最初に発生したものをいいます。</p> <p>ア. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染されたことによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p>イ. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがあることによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p>ウ. 別表⑯に規定する感染症の<u>原因となる病原体に感染した者(*1)</u>が第3条（保険の対象）(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触したこと。ただし、その保険の対象について消毒(*2)がなされた場合に限りません。<u>また、下表の条件に応じて、下表の時に事故が発生したものとみなします。</u></p>							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">条件</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア)</td> <td style="text-align: center;"><u>感染した者(*1)が医師により陽性診断される前に、第3条(1)①に規定する保険の対象について消毒(*2)を開始した場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>感染した者(*1)が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、第3条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した時</u></td> </tr> </tbody> </table>			条件	事故の発生の時	(ア)	<u>感染した者(*1)が医師により陽性診断される前に、第3条(1)①に規定する保険の対象について消毒(*2)を開始した場合</u>	<u>感染した者(*1)が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、第3条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した時</u>
	条件	事故の発生の時							
(ア)	<u>感染した者(*1)が医師により陽性診断される前に、第3条(1)①に規定する保険の対象について消毒(*2)を開始した場合</u>	<u>感染した者(*1)が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、第3条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した時</u>							

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前			改定後		
		<p>(*1) 医師により陽性診断された者をいい、第3条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。</p> <p>(*2) 必要かつ有益なものに限ります。</p>			<p>(イ) <u>感染した者(*1)が医師により陽性診断された後に、第3条(1)①に規定する保険の対象について消毒(*2)を開始した場合</u></p> <p><u>第3条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した感染した者(*1)が、医師により陽性診断された事実を被保険者が最初に認識した時</u></p>
④	保険金支払対象期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、第1条(用語の定義)③に規定する事故の種類ごとに、それぞれ次に規定する期間をいいます。</p> <p>ア. 第1条③ア.またはイ.に規定する事故</p> <p>(ア) 損害保険金および営業継続費用保険金(感染症用)</p> <p>次の a. から b. までの期間とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき、15日間を超えないものとします。</p> <p>a. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p>b. 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日</p> <p>(イ) 感染症対策費用保険金</p> <p>次の a. から b. までの期間とします。</p> <p>a. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p>b. 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日から起算して30日を経過した日</p> <p>イ. 第1条③ウ.に規定する事故</p>	④	保険金支払対象期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、第1条(用語の定義)③に規定する事故の種類ごとに、それぞれ次に規定する期間をいいます。</p> <p>ア. 第1条③ア.またはイ.に規定する事故</p> <p>(ア) 損害保険金および営業継続費用保険金(感染症用)</p> <p>次の a. から b. までの期間とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき、15日間を超えないものとします。</p> <p>a. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p>b. 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日</p> <p>(イ) 感染症対策費用保険金</p> <p>次の a. から b. までの期間とします。</p> <p>a. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p>b. 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日から起算して30日を経過した日</p> <p>イ. 第1条③ウ.に規定する事故</p>

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前		改定後	
	<p>(ア) 損害保険金および営業継続費用保険金（感染症用） 次の a. から b. までの期間とします。ただし、いかなる場合も 1 回の事故につき、15 日間を超えないものとします。</p> <p>a. <u>別表⑨に規定する感染症に罹患した者(*1)が第 3 条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した日</u></p> <p>b. 第 3 条(1)①に規定する保険の対象の消毒(*2)が完了した日</p> <p>(イ) 感染症対策費用保険金 次の a. から b. までの期間とします。</p> <p>a. <u>別表⑨に規定する感染症に罹患した者(*1)が第 3 条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した日</u></p> <p>b. 第 3 条(1)①に規定する保険の対象の消毒(*2)が完了した日から起算して 30 日を経過した日</p> <p>(*1) 医師により陽性診断された者をいい、第 3 条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。</p> <p>(*2) 必要かつ有益なものに限ります。</p>		<p>(ア) 損害保険金および営業継続費用保険金（感染症用） 次の a. から b. までの期間とします。ただし、いかなる場合も 1 回の事故につき、15 日間を超えないものとします。</p> <p>a. <u>損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</u></p> <p>b. 第 3 条<u>(保険の対象)</u>(1)①に規定する保険の対象の消毒(*2)が完了した日</p> <p>(イ) 感染症対策費用保険金 次の a. から b. までの期間とします。</p> <p>a. <u>別表⑨に規定する感染症の原因となる病原体に感染した者(*1)に関する次のいずれかの事実を被保険者が最初に認識した日</u> <u>(a) 医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、第 3 条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実</u> <u>(b) 医師により陽性診断された事実</u></p> <p>b. 第 3 条(1)①に規定する保険の対象の消毒(*2)が完了した日から起算して 30 日を経過した日</p> <p>(*1) 医師により陽性診断された者をいい、第 3 条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。<u>ただし、③ウ.(ア)の条件に該当する場合は、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、第 3 条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した時からその日を含めて 14 日以内に医師により陽性診断された者に限ります。</u></p> <p>(*2) 必要かつ有益なものに限ります。</p>
	(略)		(略)
第 6 条（支払保険金の計算）		第 6 条（支払保険金の計算）	

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前	改定後																								
(略)	(略)																								
<p>(4) 当社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。</p> <p>① 感染症対策費用保険金</p> <p>当社は、保険証券記載の保険期間中に事故が生じた場合において、保険金支払対象期間内に生じ、かつ、被保険者が当社の承認を得て支出した必要かつ有益な下表の費用に対して、感染症対策費用保険金を支払います。ただし、下表の費用を合算して、1回の事故につき、100万円を限度とします。</p>	<p>(4) 当社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。</p> <p>① 感染症対策費用保険金</p> <p>当社は、保険証券記載の保険期間中に事故が生じた場合において、保険金支払対象期間内に生じ、かつ、被保険者が当社の承認を得て支出した必要かつ有益な下表の費用に対して、感染症対策費用保険金を支払います。ただし、下表の費用を合算して、1回の事故につき、100万円を限度とします。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">費用</th> <th style="width: 75%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7.</td> <td style="text-align: center;">消毒費用</td> <td>感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.</td> <td style="text-align: center;">検査費用</td> <td>被保険者(*2)またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ.</td> <td style="text-align: center;">予防費用</td> <td>被保険者(*2)またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	費用	内容	7.	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。	4.	検査費用	被保険者(*2)またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。	ウ.	予防費用	被保険者(*2)またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">費用</th> <th style="width: 75%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7.</td> <td style="text-align: center;">消毒費用</td> <td>感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.</td> <td style="text-align: center;">検査費用</td> <td><u>次のいずれかに該当する費用をいいます。</u> <u>(ア) 被保険者(*2)またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を医師が診断するために支出した医療費および交通費等の費用。ただし、医師の診断後に支出したものを除きます。</u> <u>(イ) 被保険者(*2)またはその使用人のうち、別表⑨に規定する感染症の原因となる病原体に感染した疑いがある者を対象に、その感染の有無を判定するために支出した検査費および交通費等の費用。ただし、医師が診断するために支出したものを除きます。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ.</td> <td style="text-align: center;">予防費用</td> <td>被保険者(*2)またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	費用	内容	7.	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。	4.	検査費用	<u>次のいずれかに該当する費用をいいます。</u> <u>(ア) 被保険者(*2)またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を医師が診断するために支出した医療費および交通費等の費用。ただし、医師の診断後に支出したものを除きます。</u> <u>(イ) 被保険者(*2)またはその使用人のうち、別表⑨に規定する感染症の原因となる病原体に感染した疑いがある者を対象に、その感染の有無を判定するために支出した検査費および交通費等の費用。ただし、医師が診断するために支出したものを除きます。</u>	ウ.	予防費用	被保険者(*2)またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。
No.	費用	内容																							
7.	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。																							
4.	検査費用	被保険者(*2)またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。																							
ウ.	予防費用	被保険者(*2)またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。																							
No.	費用	内容																							
7.	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。																							
4.	検査費用	<u>次のいずれかに該当する費用をいいます。</u> <u>(ア) 被保険者(*2)またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を医師が診断するために支出した医療費および交通費等の費用。ただし、医師の診断後に支出したものを除きます。</u> <u>(イ) 被保険者(*2)またはその使用人のうち、別表⑨に規定する感染症の原因となる病原体に感染した疑いがある者を対象に、その感染の有無を判定するために支出した検査費および交通費等の費用。ただし、医師が診断するために支出したものを除きます。</u>																							
ウ.	予防費用	被保険者(*2)またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。																							
(略)	(略)																								
<p>(*2) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>	<p>(*2) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>																								
(略)	(略)																								